

0-3 球磨村の被災者支援情報

広報：広報くまむら

臨時：広報くまむら災害臨時お知らせ版

No	【更新日】	内容	対象・詳細	手続	連絡先	URL	QR		
1-1	【20201211更新】	生活情報ハンドブック（第2版） ※令和2年12月10日時点の情報	球磨村の相談には印刷して持参 させていただきます！！			https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12610/			
1-1	【20201211更新】 臨時30・3頁	建築士に浸水住宅の修理等の 無料相談ができます。	■浸水住宅の修理等に関する技術的な相談や、施行者の空き情報の案内等の相談ができます。	■場所：球磨村役場 ■日時：毎週土曜日午前10時～12時（9月のみ）	熊本県 土木部 建築住宅局 建築課 096-384-0131（平日13時～16時）	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12610/			
1-2	【20210112更新】 臨時31・4頁	窓口負担なしで医療・介護 を利用できます	■被災者は病院や介護サービス事業所の窓口で申告すると、窓口負担の支払が不要となります。	■適用期限：令和3年2月末	健康衛生課 保健医療係 0966-32-1139 住民福祉課福祉係 0966-32-1112	https://www.kumamura.com/gyousei/wp-content/uploads/2020/08/003889d9cb449b42af58e0f35ba8e20.pdf			
1-2	【20201211更新】 臨時30・11頁	障害福祉サービスの利用負担額の減免を受けられます	■対象：リ災証明書が交付された方、生計維持者の収入が著しく減少したとき、など（詳細はHP）	■受付期間：9月14日～12月25日 ■受付場所：球磨村役場 住民福祉課 福祉係	住民福祉課 福祉係 0966-32-1112	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12610/			
2-1	【20201211更新】 臨時30・2頁	賃貸型応急住宅の申込期限 は令和2年12月15日までです				https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_34386.html		https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12610/	
2-2	【20201211更新】 臨時30・1頁	罹災証明書・被災証明書の 申請・交付について	■罹災証明書：住家（居住のために使っている建物）の被害程度を示す証明書。各種公的支援を受ける際に必要 ■被災証明書：住家以外の建物、家財、車両などについて被災した事実を示す証明書。各種保険の請求などに必要。 ※混雑回避から個別に電話連絡し交付日をお知らせしています。	■受付場所：球磨村役場 税務課（平日8時30分～17時） ■必要書類 ・罹災証明書（①被災状況がわかる写真、②印鑑、③本人確認書類、④委任状（同居の親族以外の申請の場合、必要）） ・被災証明書（①工作物などの被害状況が分かる写真、②印鑑）	税制支援班 0966-32-1113	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12610/			
2-3	【20201002更新】 臨時25・4頁	室内消毒用の薬剤を配布 しています	噴霧器の貸し出しも可能です。	■受渡場所：球磨村役場 健康衛生課窓口 ■受渡時間：8時30分～17時	復興本部災害ごみ支援班 0966-32-1139	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/10/12198/			
2-3	【20201211更新】 臨時30・5頁	災害ごみ・ガレキを撤去 します	■対象は宅地内の災害ごみ、ガレキ	■受付場所：役場2階事務室 ■受付時間：平日8:30～17:00 ■申請期限：12月18日	生活環境課 0966-32-1140	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12610/			
2-4	【20201211更新】 臨時30・3頁 臨時29・2頁	応急修理制度について	【基準額】①大規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯：59万5000円 ②準半壊の被害を受けた世帯：30万円 【対象】②大規模半壊の住家被害を受けた世帯又は半壊若しくは準半壊の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯 ②そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること ②応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること ※全壊の住家は原則応急修理の対象となりませんが、応急修理を実施することにより居住可能である場合は対象 ※借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理ができないために現に居住する場所を確保できない場合は、所有者の同意を得て応急修理可能 【応急修理の範囲】屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所 ※豪雨災害と直接関係ある修理のみが対象。内装に関するものは原則として対象外。家電製品は対象外。 【応急仮設住宅の使用】応急修理期間中に応急仮設住宅を使用できます。 ①対象者は応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者で、半壊以上で自らの住居に居住できず他の住まいの確保が困難な者 ②応急仮設住宅の入居期間は原則6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去する必要 ③応急修理期間中に応急仮設住宅を使用する者のために、新たに建設型応急住宅を建設することは認められていません						
				■申請締切：令和2年12月28日	建設課工務係 0966-32-1116	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12610/		https://www.kumamura.com/gyousei/2020/11/12434/	
参考資料		■災害救助事務取扱要領（R2.5）の77頁以下「被災した住宅の応急修理」	■左要領の79頁以下「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A」			http://www.bousai.go.jp/haisaku/kvyuujio/pdf/kyujojijmutori1.pdf			
2-5	【20201218更新】	公費解体について	■対象：リ災証明書で全壊・大規模半壊・半壊の判定を受けた個人の家屋等、中小企業者の事業所等で、生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの	■申請受付期間：令和2年9月7日～令和3年3月31日 ■申請受付は予約制です。来庁または電話（0966-32-1139）で予約受付をさせていただきます。	生活環境課 0966-32-1140	http://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12646/			

2-5	【20200831更新】	自費解体について	■対象：①令和2年10月31日(土)以前に契約したもので、②り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所等で、生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの ■申請受付期間：令和2年9月7日～12月25日 ■申請受付は予約制です。来庁または電話（0966-32-1139）で予約受付をさせていただきます。	生活環境課 0966-32-1140	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/08/11798/																														
3-1	被災者生活再建支援制度について 【20201211更新】 臨時30・6頁	<table><thead><tr><th>区分</th><th>基礎支援金（万円）</th><th>加算支援金（万円）</th><th>合計（万円）</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="6">複数世帯</td><td rowspan="3">全壊世帯 解体世帯※1 長期避難世帯※2</td><td>100</td><td>加算支援金なし 0 建設・購入 200 補修 100 賃借 50</td><td>100 300 200 150</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td>50</td><td>加算支援金なし 0 建設・購入 200 補修 100 賃借 50</td><td>50 250 150 100</td></tr><tr><td rowspan="3">単数世帯</td><td rowspan="3">75</td><td>全壊世帯 解体世帯※1 長期避難世帯※2</td><td>加算支援金なし 0 建設・購入 150 補修 75 賃借 37.5</td><td>75 225 150 112.5</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊世帯</td><td rowspan="3">37.5</td><td>加算支援金なし 0 建設・購入 150 補修 75 賃借 37.5</td><td>37.5 187.5 112.5 75</td></tr></tbody></table> ※1 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（被災者再建支援法2条2号ロ） ※2 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（同号ハ）						区分	基礎支援金（万円）	加算支援金（万円）	合計（万円）	複数世帯	全壊世帯 解体世帯※1 長期避難世帯※2	100	加算支援金なし 0 建設・購入 200 補修 100 賃借 50	100 300 200 150	大規模半壊世帯	50	加算支援金なし 0 建設・購入 200 補修 100 賃借 50	50 250 150 100	単数世帯	75	全壊世帯 解体世帯※1 長期避難世帯※2	加算支援金なし 0 建設・購入 150 補修 75 賃借 37.5	75 225 150 112.5	大規模半壊世帯	37.5	加算支援金なし 0 建設・購入 150 補修 75 賃借 37.5	37.5 187.5 112.5 75						
区分	基礎支援金（万円）	加算支援金（万円）	合計（万円）																																
複数世帯	全壊世帯 解体世帯※1 長期避難世帯※2	100	加算支援金なし 0 建設・購入 200 補修 100 賃借 50	100 300 200 150																															
		大規模半壊世帯	50	加算支援金なし 0 建設・購入 200 補修 100 賃借 50	50 250 150 100																														
			単数世帯	75	全壊世帯 解体世帯※1 長期避難世帯※2	加算支援金なし 0 建設・購入 150 補修 75 賃借 37.5	75 225 150 112.5																												
	大規模半壊世帯				37.5	加算支援金なし 0 建設・購入 150 補修 75 賃借 37.5	37.5 187.5 112.5 75																												
		中規模半壊の新設				■申請期限 ①基礎支援金：令和3年8月3日 ②加算支援金：令和5年8月3日	住民福祉課福祉係 0966-32-1112	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12610/		https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12712/																									
		3-2	災害弔慰金・災害障害見舞金について 【20201211更新】 臨時30・10	■災害弔慰金 【対象】災害により亡くなった方の遺族 【内容】亡くなった方が生計維持者の場合：500万円 亡くなった方が生計維持者以外の場合：250万円 ■災害障害見舞金 【対象】災害により心身に以下の程度の障害を受けた方 ①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を喪失したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全失したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全失したもの ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの																															
	(災害弔慰金)	住民福祉課福祉係 0966-32-1112	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12610/		http://www.3e-reikinet.jp/kuma/d1w_reiki/H349901010010/H349901010010.html																														
	(災害障害見舞金)	住民福祉課福祉係 0966-32-1112	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12610/		http://www.3e-reikinet.jp/kuma/d1w_reiki/H349901010010/H349901010010.html																														
3-3	義援金について 【20201013更新】	義援金の第1次配分について	■基準額はHPを参照 ・死亡者：合計60万円 ・全壊：合計60万円等	住民福祉課 0966-32-1112	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/10/12255/		https://www.kumamura.com/gyousei/2020/10/12262/																												
3-4	災害援護資金貸付について 【20201002更新】 臨時25・11	【対象】 世帯主が負傷または住居（全壊又は半壊）、家財に被害を受けた方 【所得制限】 この貸付には所得制限があります。 <table><thead><tr><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>220万円</td><td>430万円</td><td>620万円</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人世帯※1</td><td>6人世帯※1</td><td>7人世帯※1</td><td>8人世帯※1</td></tr><tr><td>760万円</td><td>790万円</td><td>820万円</td><td>850万円</td></tr></tbody></table> ※1 5人世帯以上は1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ※2 世帯の住居が滅失した場合、世帯人数にかかわらず所得制限額は1270万円となる 【貸付金額】 被害の内容や程度に応じて貸付限度額が異なります。 <table><thead><tr><th>貸付区分</th><th>貸付限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">①世帯主が療養1か月以上の負傷をした場合</td><td>②家財、住居とも被害がない場合 150万円</td></tr><tr><td>④家財の損害が1/3以上 250万円</td></tr><tr><td>⑦住居が半壊した場合 270万円（350万円）※3</td></tr><tr><td>⑨住居が全壊した場合 350万円</td></tr><tr><td rowspan="4">②世帯主が療養1か月以上の負傷をしなかった場合</td><td>②家財の損害が1/3以上 150万円</td></tr><tr><td>④住居が半壊した場合 170万円（250万円）※3</td></tr><tr><td>⑦住居が全壊した場合 250万円（350万円）※3</td></tr><tr><td>⑨住居の全体が滅失若しくは流出 350万円</td></tr></tbody></table> ※3 被災住居を立て直す際に住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情 返済期間は10年（当初3年間を含む） 【貸付条件】 連帯保証人が必要						1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	220万円	430万円	620万円	730万円	5人世帯※1	6人世帯※1	7人世帯※1	8人世帯※1	760万円	790万円	820万円	850万円	貸付区分	貸付限度額	①世帯主が療養1か月以上の負傷をした場合	②家財、住居とも被害がない場合 150万円	④家財の損害が1/3以上 250万円	⑦住居が半壊した場合 270万円（350万円）※3	⑨住居が全壊した場合 350万円	②世帯主が療養1か月以上の負傷をしなかった場合	②家財の損害が1/3以上 150万円	④住居が半壊した場合 170万円（250万円）※3	⑦住居が全壊した場合 250万円（350万円）※3	⑨住居の全体が滅失若しくは流出 350万円
1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯																																
220万円	430万円	620万円	730万円																																
5人世帯※1	6人世帯※1	7人世帯※1	8人世帯※1																																
760万円	790万円	820万円	850万円																																
貸付区分	貸付限度額																																		
①世帯主が療養1か月以上の負傷をした場合	②家財、住居とも被害がない場合 150万円																																		
	④家財の損害が1/3以上 250万円																																		
	⑦住居が半壊した場合 270万円（350万円）※3																																		
	⑨住居が全壊した場合 350万円																																		
②世帯主が療養1か月以上の負傷をしなかった場合	②家財の損害が1/3以上 150万円																																		
	④住居が半壊した場合 170万円（250万円）※3																																		
	⑦住居が全壊した場合 250万円（350万円）※3																																		
	⑨住居の全体が滅失若しくは流出 350万円																																		

		■据置期間（3年）経過後は、保証人ありは無利子、保証人なしは金利1.5%（年）	■球磨村及びグリーンコープ家計相談員の事前相談をしたうえでの申し込み ■事前相談は予約制（0966-32-1112）	■受付場所：球磨村コミュニティセンター清流館内 ■必要書類等：①前年度の所得がわかる資料（所得証明書等） ②今年度の収入が分かる資料（給与明細等） ③罹災証明書（交付されている場合）	生活再建支援班	0966-32-1112	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/10/12198/		http://www3.e-reikinet.jp/kuma/d1w_reiki/H349901010010/H349901010010.html																								
3-5	緊急小口貸付について 【20200812更新】 臨時16	■貸付限度額：10万円以内（一世帯一回限り）。次の場合は20万円以内（①世帯員の中に被災による死亡者がいる ②世帯員に要介護者がいる ③4人以上の世帯 ④世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子供がいる） ■据置期間：貸付日から1年以内 ■償還期限：据置期間経過後2年以内 ■無利子で保証人は不要 ■指定する口座に送金	■貸付対象：令和2年7月豪雨で被災された方で、被災自治体に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯	■受付場所：球磨村総合運動公園さくらドーム ■受付日時：8月11日から。10：00～16：00 ■必要書類等： ①罹災証明書又は被災証明書の写し ②住民票（世帯全員・続柄・発行3か月以内） ③身分証明書 ④印鑑（ない場合はご相談） ⑤送金先の通帳又はキャッシュカード	球磨村社会福祉協議会	0966-32-0022	https://www.kumamura.com/gyousei/wp-content/uploads/2020/08/07dcf6cd585475ba92cf6fe6d79e2323.pdf																										
3-9	災害復興住宅融資について ■フリーダイヤル：0120-086-353	【申込期限】 【対象】 次の①～④まで全てあてはまる方 ①自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体からり災証明書を交付されている方（建設購入の利用は全額。補修の利用は一部破損も対象） ②ご自分が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方 ③年収に占める全ての借入（カードローン等を含む）の年間返済額の割合が基準以下（年収400万円未満は30%以下。年収400万円以上は35%以下。） ④日本国籍又は永住許可等を受けている外国人 ※融資可能な住宅の基準あり、特に中古住宅は注意。住金と要相談。	り災日から2年間 次の①～④まで全てあてはまる方	【融資限度額】 <table><tr><th></th><th>融資限度額</th><th>金利</th><th>※R2.9.1現在</th><th>返済期間</th></tr><tr><td>建設・土地を取得する場合</td><td>3700</td><td>HPで確認</td><td></td><td>35年</td></tr><tr><td>建設・土地を取得しない場合</td><td>2700</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>購入</td><td>3700</td><td>HPで確認</td><td></td><td>35年</td></tr><tr><td>補修</td><td>1200</td><td>HPで確認</td><td></td><td>20年</td></tr></table> 【手続き】 ■り災証明書等の書類が必要です。 ■保証人は不要です。 ■団体信用生命保険に加入でき、万一の場合にも対応できます。		融資限度額	金利	※R2.9.1現在	返済期間	建設・土地を取得する場合	3700	HPで確認		35年	建設・土地を取得しない場合	2700				購入	3700	HPで確認		35年	補修	1200	HPで確認		20年	https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html			
	融資限度額	金利	※R2.9.1現在	返済期間																													
建設・土地を取得する場合	3700	HPで確認		35年																													
建設・土地を取得しない場合	2700																																
購入	3700	HPで確認		35年																													
補修	1200	HPで確認		20年																													
参考		自然災害債務整理ガイドラインHP					http://www.dgl.or.jp/																										
3-11	【20201020更新】 臨時28・2頁 臨時30・23頁	合併浄化槽の設置等費用が補助されます。	■対象：令和2年7月豪雨災害により合併浄化槽が損傷した方 ■補助限度額 ・5人槽なら56万円、7人槽なら72万円等。	■期限：令和3年3月31日までの工事完了が条件 ■窓口：生活環境課	生活環境課	0966（32）1140	https://www.kumamura.com/gyousei/wp-content/uploads/2020/10/6baf5d7dc993abab6348e48e21024c96.pdf																										
5-2	【20200911更新】	市税等の納期限を令和2年9月30日まで延長します	■対象：令和2年7月4日から9月29日までに納期限が来る個人住民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料				■個人住民税、固定資産税、国民健康保険税について 税務課：0966-32-1113 ■介護保険料について 住民福祉課：0966-32-1112 ■後期高齢者医療保険料について 健康衛生課：0966-32-1139	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/09/11645/																									
5-3	【20200828更新】 広報8・13頁	水道料金は当分の間免除されます			建設課管理係	0966-32-1139	https://www.kumamura.com/gyousei/wp-content/uploads/2020/08/003889d9cb449bcb2af58e0f35ba8e20.pdf																										
5-3	【20200828更新】 広報8・13頁	住宅使用料は当分の間免除されます	■対象：永崎団地、サンハイム、一勝寺前住宅、松谷住宅、柳詰住宅以外		総務課管財係	0966-32-1139	https://www.kumamura.com/gyousei/wp-content/uploads/2020/08/003889d9cb449bcb2af58e0f35ba8e20.pdf																										
5-3	【20201216更新】	介護サービス利用料の免除	令和3年1月1日～3月31日までの利用料が免除されます。		住民福祉課	0966-32-1112	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/12/12530/																										

6-1	【20200831更新】	なりわい再建補助金等の相談ができる窓口です	なりわい再建支援補助金、持続化補助金、仮設店舗などの相談できます。	場所：球磨村コミュニティセンター清流館 日時：平日8:30～17:00	球磨村商工会 0966-32-1000	https://www.kumamura.com/gyousei/2020/08/11749/	
6-1	【20210119更新】	なりわい再建支援補助金の申請受付が開始しました	■なお、熊本地震で被害を受け、新型コロナウイルスの影響を受けた等の事情がある事業者には定額補助（5億円上限）	■窓口：①各地域で実施する相談窓口、②郵送、③県庁窓口（熊本県商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課 企業復興支援班）	熊本県 商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課 企業復興支援班 096-384 - 8880	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/69531.html	
参考資料	※なりわい再建支援補助金の概要を6～1頁にまとめました。	①熊本県なりわい再建支援補助金交付要綱 ②熊本県なりわい再建支援補助金の概要 ③熊本県なりわい再建支援補助金 事業実施の手引き ④熊本県なりわい再建支援補助金Q&A ⑤熊本県なりわい再建支援補助金における車両の復旧に係る取扱いについて 以上、右URLに掲載→	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_35599.html		⑥令和2年7月豪雨災害に係る熊本県なりわい再建支援補助金の定額補助の要件について ⑦なりわい再建支援補助金 定額補助 交付申請マニュアル 以上、右URLにて掲載→	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_35629.html	
		被災された農業者の相談をワンストップで受けられます	■県内11か所に営農相談窓口を設置しました。被災された農業者の相談をワンストップで受けることができます。 ■相談内容：営農に関すること全般 ・作物の栽培や家畜の飼育技術、流通・販売等に関すること ・制度資金に関すること ・補助事業等に関すること ・農地の復旧に関すること	営農相談窓口の設置。県内11か所の広域本部・地域振興局の農業普及・振興課内（9時～17時。土日祝は休み） ■県南広域本部 農業普及・振興課 0965(33)3418 八代市西片町1660 ■球磨地域振興局 農業普及・振興課 0966(24)4129 人吉市西間下町86-1（球磨総合庁舎）		https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_34468.html	